

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月26日
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03 5962 9165
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信

（ファンド名称を略して、「当ファンド」、「ファンド」、「ベビーファンド」および「バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株」という場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の基準価額<sup>\*</sup>とします。

\* 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「日本バリ」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

### (5)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%））が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、無手数料で再投資されます。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後無手数料で再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。なお、自動けいぞく投資コースをお申込みの受益者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に基づく契約を結びます。取扱うコースやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

### (7)【申込期間】

平成26年5月27日から平成27年5月26日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

#### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

#### (9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は、販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

振替受益権に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

#### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド<sup>\*</sup>を通じて、主としてわが国の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

<sup>\*</sup>マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンドです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ( )	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本	
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式))	年4回	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)		
	年12回(毎月)		
	日々		
	その他( )		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

・決算頻度による属性区分・・・年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

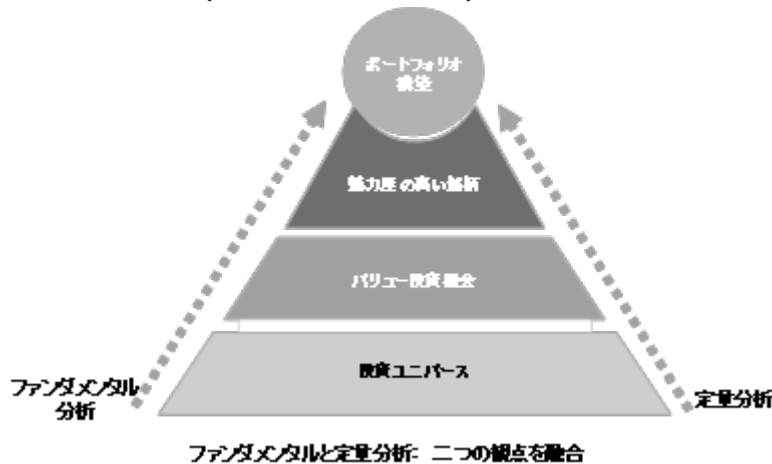
ファンドの特色

a. マザーファンドを通じて、主としてわが国の株式に投資します。

b. ボトムアップ・アプローチをベースとしたバリュー株式運用を行います。

本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。

<運用のプロセス>（平成25年12月末現在）



- ・ TOPIX採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュー投資機会）として抽出します。
- ・ その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心に、ファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- ・ 全てのリサーチ結果は日本バリュー投資政策グループ<sup>\*</sup>のメンバーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- ・ <sup>\*</sup> 日本バリュー投資政策グループは、委託会社のメンバーに加え、アライアンス・バーンスタイン<sup>\*\*</sup>のバリュー株式運用チームの海外のメンバーで構成されています。
- ・ <sup>\*\*</sup> アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ビーとその傘下の関連会社を含みます。
- ・ 日本バリュー投資政策グループは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して、投資判断を行います。
- ・ 株式の組入れは、通常の状態では、フル・インベストメントを基本とします。

<運用体制>

委託会社の日本バリュー株式運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが運用します。

- ・ アライアンス・バーンスタインのバリュー株式運用チームの海外のアナリストとも情報および意見交換を行います。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

c. TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断する基準となるものです。一般にわが国の株式市場のベンチマークとしては、TOPIXが使用されています。当ファンドは、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。またベンチマークを上回る運用成果を保証するものではありません。ベンチマークは今後見直す場合があります。

- d. マザーファンドの運用の一部は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託することがあります。

運用指図に関する権限委託：株式等の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

委託先（投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,504億米ドル（平成25年12月末現在、約47.3兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界21ヵ国45都市（平成25年12月末現在）に拠点を有しています。

<sup>\*</sup> 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=105.105円（平成25年12月31日のWMロイター）を用いております。

- e. ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成21年1月22日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

平成21年2月24日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

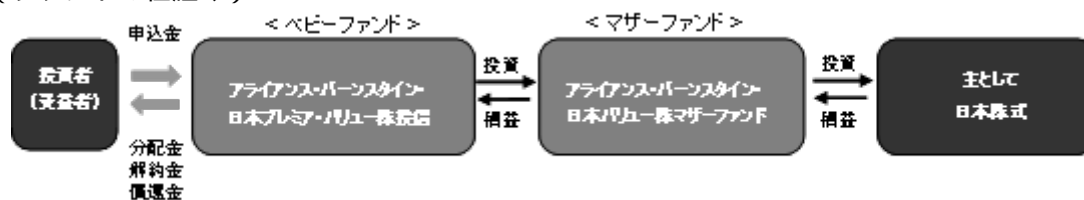
## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

（ファンドの仕組み）

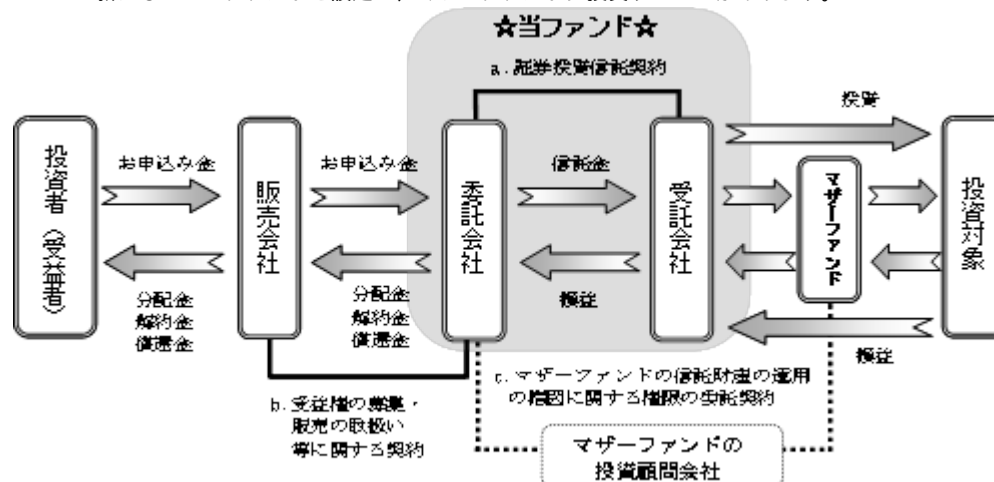


ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

## アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

## &lt; 受託会社 &gt;

## 野村信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

## &lt; マザーファンドの投資顧問会社 &gt;

## アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

## アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

## アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

## アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

## 関係法人との契約等の概要

## a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

## c．マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結するマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」には、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

## 委託会社等の概況

## a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成26年3月末現在）

## b．委託会社の沿革

平成 8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立

平成 8年12月 3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年 5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年 1月 1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成12年 1月 1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。

アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。

平成18年 4月 3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

平成18年 4月 3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

## c．大株主の状況

（平成26年3月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## 運用態度

- a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- b．ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。
- c．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- e．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) デリバティブ取引に係る権利
  - (ハ) 金銭債権
  - (ニ) 約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産
  - (イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券
- n．投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- o．外国貸付債権信託受益証券
- p．オプションを表示する証券または証書
- q．預託証書
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券
- t．抵当証券
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの



なお a . の証券または証書、 l . ならびに q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から f . までの証券および l . ならびに q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 m . の証券および n . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

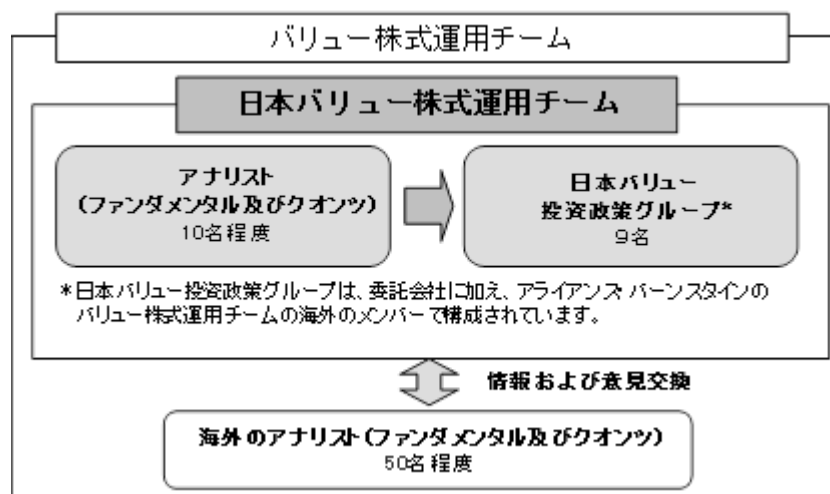
#### 金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a . から d . までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 【運用体制】

委託会社の日本バリューストック運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリューストック投資政策グループが運用します。

アライアンス・バーンスタインのバリューストック運用チームの海外のアナリストとも情報および意見交換を行います。



上記の運用体制は平成25年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年 2 月 27 日および 8 月 27 日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a . 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c . 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- (イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

### 信託約款に定める投資制限

#### a．株式への投資割合

株式への実質投資割合<sup>\*</sup>には、制限を設けません。

<sup>\*</sup> 実質投資割合とは、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する各資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するものとみなした額との合計額の、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

また、当ファンドの信託財産に属するものとみなした額とは、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### b．投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## c．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

## d．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

## e．同一銘柄の株式等への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

f．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

g．実質外貨建資産への投資は行いません。

## h．先物取引等の運用指図

(イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

(ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## i．スワップ取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## j．金利先渡取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 本「j」に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

法令により禁止または制限される取引等

- a．同一法人の発行する株式の取得制限
- 委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。
- b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限
- 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。
- その他信託約款に定める取引の方法と条件
- a．信用取引の指図
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．有価証券貸付けの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の( )および( )の範囲で貸付けの指図をすることができます。
- ( ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)( )および( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- c．一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図
- (イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。
- d．資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的と

して、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド)

基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主としてわが国の株式に投資します。

b. 運用態度

(イ) 主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

(ロ) ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。

(ハ) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c. 投資制限

(イ) 株式への投資割合は制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 外貨建資産への投資は行いません。

平成26年3月末現在、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 基準価額の変動要因

##### 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

##### 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

##### 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市場動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

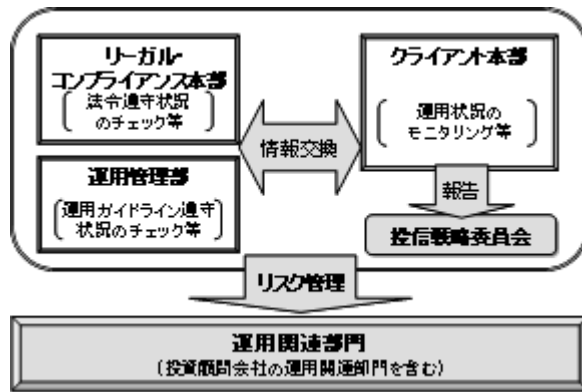
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) 投資リスクの管理体制

運用関連部門においては、アライアンス・バーンスタインのバリューストック運用チームのシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリューストック投資政策グループが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%）が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <http://www.alliancebernstein.co.jp>

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額<sup>\*</sup>

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup> 信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

##### (3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年1.44612%（税抜年1.339%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.65%	年0.65%	年0.039%

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

##### (4)【その他の手数料等】

その他の費用

- a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
- c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資する収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記a．およびb．に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．信託財産の監査に係る費用
- ．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税



## (イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

## (ロ) 損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

## (ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

上記は、平成26年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

2014年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	2,422,301,920	100.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,078,772	0.12
合計(純資産総額)	-	2,419,223,148	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド

2014年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	25,759,160,400	98.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	500,300,360	1.90
合計(純資産総額)	-	26,259,460,760	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2014年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド	その他	1,178,793,090	2.0720	2,442,517,518	2.0549	2,422,301,920	100.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.12
合計		100.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド

2014年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	231,500	5,906.91	1,367,450,697	5,826.00	1,348,719,000	5.13
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,040,900	592.61	1,209,461,649	567.00	1,157,190,300	4.40
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	234,900	3,695.32	868,030,855	3,634.00	853,626,600	3.25
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	177,400	4,627.00	820,829,800	4,409.00	782,156,600	2.97
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	130,400	5,709.69	744,543,718	5,619.00	732,717,600	2.79
6	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	407,900	1,542.72	629,279,489	1,536.00	626,534,400	2.38
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	318,500	1,963.00	625,215,500	1,916.00	610,246,000	2.32
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	406,100	1,487.02	603,881,469	1,453.00	590,063,300	2.24
9	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	619,000	914.15	565,862,789	920.00	569,480,000	2.16
10	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	162,500	3,278.58	532,769,869	3,240.00	526,500,000	2.00
11	日本	株式	キヤノン	電気機器	156,800	3,151.00	494,076,800	3,191.00	500,348,800	1.90
12	日本	株式	富士通	電気機器	777,000	644.26	500,594,945	624.00	484,848,000	1.84
13	日本	株式	三菱電機	電気機器	412,000	1,185.18	488,294,326	1,162.00	478,744,000	1.82
14	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	1,341,300	335.17	449,572,243	344.00	461,407,200	1.75
15	日本	株式	マツダ	輸送用機器	1,007,000	493.40	496,858,688	458.00	461,206,000	1.75
16	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	367,500	1,301.31	478,231,951	1,224.00	449,820,000	1.71
17	日本	株式	ソニー	電気機器	218,800	1,757.00	384,431,600	1,972.00	431,473,600	1.64
18	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	264,800	1,682.13	445,430,004	1,628.00	431,094,400	1.64

19	日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	864,200	529.84	457,890,756	497.00	429,507,400	1.63
20	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	53,800	7,904.51	425,262,719	7,800.00	419,640,000	1.59
21	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	66,100	5,840.00	386,024,000	6,325.00	418,082,500	1.59
22	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	53,900	7,892.00	425,378,800	7,606.00	409,963,400	1.56
23	日本	株式	三井物産	卸売業	260,600	1,557.58	405,907,405	1,459.00	380,215,400	1.44
24	日本	株式	SUMCO	金属製品	470,900	784.38	369,365,646	797.00	375,307,300	1.42
25	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	30,600	11,820.00	361,692,000	12,060.00	369,036,000	1.40
26	日本	株式	任天堂	その他製品	29,800	12,460.61	371,326,216	12,260.00	365,348,000	1.39
27	日本	株式	電気化学工業	化学	993,000	390.92	388,191,591	354.00	351,522,000	1.33
28	日本	株式	東芝	電気機器	756,000	442.00	334,152,000	437.00	330,372,000	1.25
29	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,614,400	210.73	340,218,187	204.00	329,337,600	1.25
30	日本	株式	日本触媒	化学	243,000	1,245.00	302,535,000	1,219.00	296,217,000	1.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	株式	98.09
	輸送用機器	13.55
	電気機器	12.49
	銀行業	9.96
	情報・通信業	7.79
	化学	5.59
	医薬品	4.49
	小売業	4.33
	卸売業	4.21
	食料品	3.74
	非鉄金属	3.74
	不動産業	3.60
	陸運業	3.35
	機械	3.21
	その他金融業	2.24
	繊維製品	1.80
	電気・ガス業	1.74
	石油・石炭製品	1.63
	ゴム製品	1.44
	金属製品	1.42
	その他製品	1.39
	海運業	0.91
	空運業	0.91
	ガラス・土石製品	0.78
	鉄鋼	0.75
	証券、商品先物取引業	0.61
	保険業	0.61
	鉱業	0.47
	建設業	0.46
	精密機器	0.42
	パルプ・紙	0.34
合計		98.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフファンド

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド  
該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2014年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2009年8月27日)	1,290	1,290	14,665	14,665
第2期計算期間末	(2010年3月1日)	677	677	14,064	14,064
第3期計算期間末	(2010年8月27日)	533	533	12,961	12,961
第4期計算期間末	(2011年2月28日)	595	595	15,427	15,427
第5期計算期間末	(2011年8月29日)	438	438	12,111	12,111
第6期計算期間末	(2012年2月27日)	530	530	13,540	13,540
第7期計算期間末	(2012年8月27日)	398	398	11,955	11,955
第8期計算期間末	(2013年2月27日)	491	491	15,463	15,463
第9期計算期間末	(2013年8月27日)	1,854	1,861	18,196	18,266
第10期計算期間末	(2014年2月27日)	2,415	2,431	19,370	19,500
2013年 3月末日		550	-	16,750	-
2013年 4月末日		825	-	18,729	-
2013年 5月末日		1,075	-	18,414	-
2013年 6月末日		1,440	-	18,449	-
2013年 7月末日		1,857	-	18,351	-
2013年 8月末日		1,790	-	17,745	-
2013年 9月末日		1,961	-	19,088	-
2013年 10月末日		1,872	-	19,161	-
2013年 11月末日		2,059	-	20,232	-
2013年 12月末日		2,385	-	20,862	-
2014年 1月末日		2,361	-	19,479	-
2014年 2月末日		2,415	-	19,286	-
2014年 3月末日		2,419	-	19,163	-

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2009年2月24日～2009年8月27日）	0
第2期計算期間（2009年8月28日～2010年3月1日）	0
第3期計算期間（2010年3月2日～2010年8月27日）	0
第4期計算期間（2010年8月28日～2011年2月28日）	0
第5期計算期間（2011年3月1日～2011年8月29日）	0
第6期計算期間（2011年8月30日～2012年2月27日）	0
第7期計算期間（2012年2月28日～2012年8月27日）	0
第8期計算期間（2012年8月28日～2013年2月27日）	0
第9期計算期間（2013年2月28日～2013年8月27日）	70
第10期計算期間（2013年8月28日～2014年2月27日）	130

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間（2009年2月24日～2009年8月27日）	46.7
第2期計算期間（2009年8月28日～2010年3月1日）	4.1
第3期計算期間（2010年3月2日～2010年8月27日）	7.8
第4期計算期間（2010年8月28日～2011年2月28日）	19.0
第5期計算期間（2011年3月1日～2011年8月29日）	21.5
第6期計算期間（2011年8月30日～2012年2月27日）	11.8
第7期計算期間（2012年2月28日～2012年8月27日）	11.7

第 8期計算期間（2012年8月28日～2013年2月27日）	29.3
第 9期計算期間（2013年2月28日～2013年8月27日）	18.1
第10期計算期間（2013年8月28日～2014年2月27日）	7.2

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 （2009年2月24日～2009年8月27日）	5,935,263,387	5,055,545,945
第2期計算期間 （2009年8月28日～2010年3月1日）	25,163,778	422,796,794
第3期計算期間 （2010年3月2日～2010年8月27日）	23,525,320	94,251,746
第4期計算期間 （2010年8月28日～2011年2月28日）	19,133,138	44,796,182
第5期計算期間 （2011年3月1日～2011年8月29日）	9,006,011	32,259,270
第6期計算期間 （2011年8月30日～2012年2月27日）	59,563,238	29,952,316
第7期計算期間 （2012年2月28日～2012年8月27日）	11,682,139	70,597,556
第8期計算期間 （2012年8月28日～2013年2月27日）	37,716,546	52,726,555
第9期計算期間 （2013年2月28日～2013年8月27日）	783,669,090	82,855,068
第10期計算期間 （2013年8月28日～2014年2月27日）	482,287,122	254,193,557

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

#### （参考情報）

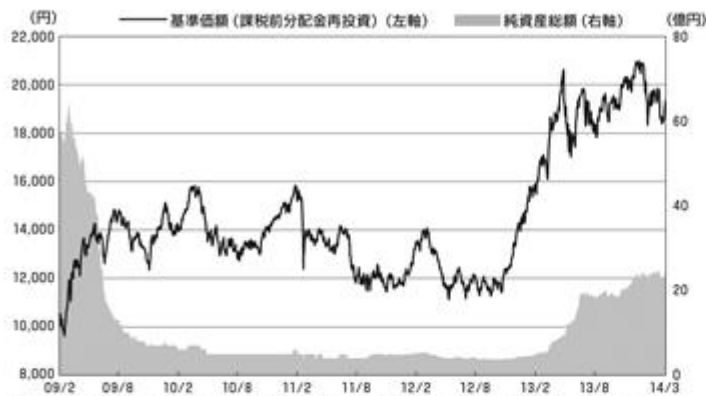
## 運用実績

基準日：2014年3月31日現在

## ファンドの運用実績

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	19,163円	純資産総額	24.1億円
------	---------	-------	--------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

決算期		分配金
第6期	2012年2月	0円
第7期	2012年8月	0円
第8期	2013年2月	0円
第9期	2013年8月	70円
第10期	2014年2月	130円
	設定来累計	200円

分配金は1万円当たり課税前  
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは  
分配金が支払われない場合があります。

## 資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.1
現金等	-0.1
合計	100.0

## 主な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入しています)。

## 組入上位10銘柄

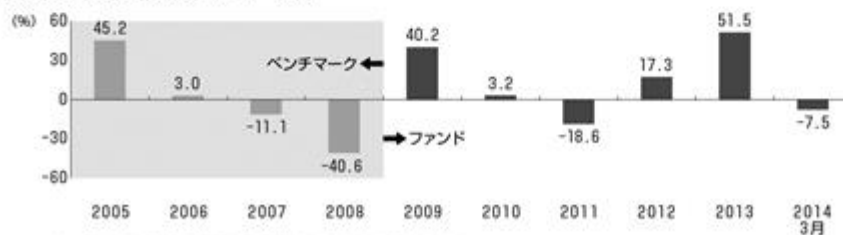
銘柄名	セクター	市場	組入比率(%)
1 トヨタ自動車	資本財	東証1部	5.1
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	金融	東証1部	4.4
3 本田技研工業	資本財	東証1部	3.3
4 三井住友フィナンシャルグループ	金融	東証1部	3.0
5 日本電信電話	通信	東証1部	2.8
6 住友電気工業	資本財	東証1部	2.4
7 三菱商事	素材	東証1部	2.3
8 オリックス	金融	東証1部	2.2
9 日産自動車	資本財	東証1部	2.2
10 日本たばこ産業	生活必需品	東証1部	2.0
組入上位10銘柄計			29.7

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。  
セクターは、運用チーム独自の分類で表示しています。

## セクター別配分

セクター	組入比率(%)
資本財	20.6
テクノロジー	14.0
金融	13.4
素材	12.4
消費財-シクリカル	9.1
通信	6.5
運輸	5.2
医薬	4.5
生活必需品	4.4
建設・住宅	4.1
エネルギー	2.1
公益	1.7
現金その他	1.9
合計	100.0

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

ベンチマーク：TOPIX(東証株価指数、配当込み)

2008年以前はベンチマークの収益率を表示。2009年は信託設定日(2月24日)から年末までの収益率を表示。2014年は3月末までの収益率を表示しています。

- ※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2) 取扱いコース

収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

#### (4) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

#### (5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%）が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

#### (6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### (7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

なお、取得申込みの受付けの中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資に限り受付けることがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

換金申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

### (2) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

### (3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金手数料

ありません。

### (5) 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額とします。

### (6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (7) 換金の制限について

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受け付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。



基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、「日本バリ」の略称で掲載されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス： <http://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

## (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成21年2月24日)から平成31年2月27日までです。

ただし、信託の終了日は、信託約款の定めに従い信託期間を延長することがあります。

また、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月28日から8月27日まで、および8月28日から翌年2月27日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 以下の事由に該当する場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(イ) 信託元本が30億円を下回ったとき

(ロ) 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(上記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- g. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記に掲げる方法にしたがいます。

#### 反対者の買取請求

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続きにおいて受益者に発せられる書面に付記します。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知っている受益者に対し販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いづれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- (ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

- a．「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

- b．「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位または委託会社の指定する販売会社が委託会社の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期（平成25年8月28日から平成26年2月27日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成25年 8月27日現在)	第10期 (平成26年 2月27日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	187,539	5,685,368
親投資信託受益証券	1,853,111,490	2,414,292,865
未収入金	16,717,970	33,846,518
未収利息	-	7
流動資産合計	1,870,016,999	2,453,824,758
資産合計	1,870,016,999	2,453,824,758
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,132,588	16,211,452
未払解約金	87,970	6,081,047
未払受託者報酬	236,727	435,144
未払委託者報酬	7,890,935	14,504,877
その他未払費用	578,037	1,062,570
流動負債合計	15,926,257	38,295,090
負債合計	15,926,257	38,295,090
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,018,941,215	1,247,034,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	835,149,527	1,168,494,888
(分配準備積立金)	157,381,611	191,449,168
元本等合計	1,854,090,742	2,415,529,668
純資産合計	1,854,090,742	2,415,529,668
負債純資産合計	1,870,016,999	2,453,824,758

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 平成25年 2月28日 至 平成25年 8月27日)	第10期 (自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	543	1,013
有価証券売買等損益	77,379,575	135,412,645
営業収益合計	77,380,118	135,413,658
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	236,727	435,144
委託者報酬	7,890,935	14,504,877
その他費用	578,037	1,062,570
営業費用合計	8,705,699	16,002,591
営業利益又は営業損失( )	68,674,419	119,411,067
経常利益又は経常損失( )	68,674,419	119,411,067
当期純利益又は当期純損失( )	68,674,419	119,411,067
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	13,773,619	36,417,035
期首剰余金又は期首欠損金( )	173,801,083	835,149,527
剰余金増加額又は欠損金減少額	671,809,113	479,559,490
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	671,809,113	479,559,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,228,881	212,996,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,228,881	212,996,709
分配金	7,132,588	16,211,452
期末剰余金又は期末欠損金( )	835,149,527	1,168,494,888

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 (自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成25年8月28日から平成26年2月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (平成25年 8月27日現在)	第10期 (平成26年 2月27日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,018,941,215 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,247,034,780 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8196 円 (10,000口当たり純資産額 18,196 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9370 円 (10,000口当たり純資産額 19,370 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自 平成25年 2月28日 至 平成25年 8月27日)	第10期 (自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日)																																								
1. 分配金の計算過程 平成25年2月28日から平成25年8月27日まで 計算期末における分配対象金額842,282,115円 (10,000口当たり8,266円)のうち、7,132,588円 (10,000口当たり70円)を分配金額としておりま す。	1. 分配金の計算過程 平成25年8月28日から平成26年2月27日まで 計算期末における分配対象金額1,184,706,340円 (10,000口当たり9,500円)のうち、16,211,452円 (10,000口当たり130円)を分配金額としておりま す。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 543円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B 54,900,257円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 677,767,916円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 109,613,399円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 842,282,115円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 1,018,941,215口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td> <td>G=E/F×10,000 8,266円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td> <td>H 70円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000 7,132,588円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 543円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B 54,900,257円	収益調整金額	C 677,767,916円	分配準備積立金額	D 109,613,399円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 842,282,115円	当ファンドの期末残存口数	F 1,018,941,215口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 8,266円	10,000口当たりの分配額	H 70円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 7,132,588円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 981円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B 82,993,051円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 977,045,720円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 124,666,588円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 1,184,706,340円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 1,247,034,780口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td> <td>G=E/F×10,000 9,500円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td> <td>H 130円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000 16,211,452円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 981円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B 82,993,051円	収益調整金額	C 977,045,720円	分配準備積立金額	D 124,666,588円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,184,706,340円	当ファンドの期末残存口数	F 1,247,034,780口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 9,500円	10,000口当たりの分配額	H 130円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 16,211,452円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 543円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B 54,900,257円																																								
収益調整金額	C 677,767,916円																																								
分配準備積立金額	D 109,613,399円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 842,282,115円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,018,941,215口																																								
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 8,266円																																								
10,000口当たりの分配額	H 70円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 7,132,588円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 981円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B 82,993,051円																																								
収益調整金額	C 977,045,720円																																								
分配準備積立金額	D 124,666,588円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,184,706,340円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,247,034,780口																																								
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 9,500円																																								
10,000口当たりの分配額	H 130円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 16,211,452円																																								

(金融商品に関する注記)



## 1．金融商品の状況に関する事項

第9期 (自 平成25年 2月28日 至 平成25年 8月27日)	第10期 (自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成25年 8月27日現在)	第10期 (平成26年 2月27日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p>

<p>( 2 ) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>( 2 ) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

<p>第9期 ( 自 平成25年 2月28日 至 平成25年 8月27日 )</p>	<p>第10期 ( 自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日 )</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。</p>	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

<p>第10期 ( 自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日 )</p>
<p>該当事項はございません。</p>

## ( その他の注記 )

## 1. 元本の移動

<p>第9期 ( 平成25年 8月27日現在 )</p>	<p>第10期 ( 平成26年 2月27日現在 )</p>												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">期首元本額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">318,127,193 円</td> <td style="width: 30%;">期首元本額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,018,941,215 円</td> </tr> <tr> <td>期中追加設定元本額</td> <td style="text-align: right;">783,669,090 円</td> <td>期中追加設定元本額</td> <td style="text-align: right;">482,287,122 円</td> </tr> <tr> <td>期中一部解約元本額</td> <td style="text-align: right;">82,855,068 円</td> <td>期中一部解約元本額</td> <td style="text-align: right;">254,193,557 円</td> </tr> </table>	期首元本額	318,127,193 円	期首元本額	1,018,941,215 円	期中追加設定元本額	783,669,090 円	期中追加設定元本額	482,287,122 円	期中一部解約元本額	82,855,068 円	期中一部解約元本額	254,193,557 円	
期首元本額	318,127,193 円	期首元本額	1,018,941,215 円										
期中追加設定元本額	783,669,090 円	期中追加設定元本額	482,287,122 円										
期中一部解約元本額	82,855,068 円	期中一部解約元本額	254,193,557 円										

## 2. 売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	第9期 ( 平成25年 8月27日現在 )	第10期 ( 平成26年 2月27日現在 )
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	74,161,985	107,645,842
合計	74,161,985	107,645,842

## 3. デリバティブ取引等関係

第9期 ( 平成25年 8月27日現在 )

該当事項はございません。

第10期 ( 平成26年 2月27日現在 )

該当事項はございません。

## (4) 【 附属明細表 】

## 第 1. 有価証券明細表

( 1 ) 株式 ( 平成26年 2月27日現在 )

該当事項はございません。

( 2 ) 株式以外の有価証券

( 平成26年 2月27日現在 )

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド	1,164,300,186	2,414,292,865	

計	銘柄数：1	1,164,300,186	2,414,292,865
	組入時価比率：99.9%		100.0%
合計			2,414,292,865

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

### 参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

### 1. 「アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### (1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成26年 2月27日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	599,148
コール・ローン	226,873,327
株式	25,678,971,700
未収入金	99,171,842
未収配当金	28,328,500
未収利息	310
流動資産合計	26,033,944,827
資産合計	26,033,944,827
負債の部	
流動負債	
未払解約金	98,809,628
流動負債合計	98,809,628
負債合計	98,809,628
純資産の部	
元本等	
元本	12,507,012,952
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,428,122,247
元本等合計	25,935,135,199
純資産合計	25,935,135,199
負債純資産合計	26,033,944,827

#### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成25年 8月28日 至 平成26年 2月27日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  
約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(平成26年 2月27日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成25年8月28日
期首元本額	13,294,525,434 円
平成25年8月28日より平成26年2月27日までの期中追加設定元本額	605,664,448 円
平成25年8月28日より平成26年2月27日までの期中一部解約元本額	1,393,176,930 円
期末元本額	12,507,012,952 円
期末元本額の内訳 *	
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株投信F（適格機関投資家専用）	11,342,712,766 円
アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信	1,164,300,186 円
2. 平成26年2月27日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0736 円
(10,000口当たり純資産額)	20,736 円)

(注) \* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## (3) 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成26年 2月27日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	92,700	1,280.00	118,656,000	
	大林組	209,000	629.00	131,461,000	
	アサヒグループホールディングス	37,200	2,827.00	105,164,400	
	麒麟ホールディングス	65,000	1,368.00	88,920,000	
	味の素	165,000	1,568.00	258,720,000	
	日本たばこ産業	152,700	3,282.00	501,161,400	
	帝人	1,019,000	249.00	253,731,000	
	東レ	367,000	707.00	259,469,000	
	王子ホールディングス	194,000	500.00	97,000,000	
	電気化学工業	877,000	396.00	347,292,000	
	信越化学工業	30,900	5,776.00	178,478,400	
	エア・ウォーター	138,000	1,521.00	209,898,000	
	日本触媒	243,000	1,245.00	302,535,000	
	J S R	144,800	1,724.00	249,635,200	
	花王	45,200	3,490.00	157,748,000	
	武田薬品工業	54,200	4,871.00	264,008,200	
	アステラス製薬	63,600	6,598.00	419,632,800	
	塩野義製薬	63,100	2,148.00	135,538,800	
	田辺三菱製薬	73,100	1,501.00	109,723,100	
	第一三共	148,400	1,751.00	259,848,400	
	J Xホールディングス	837,700	531.00	444,818,700	
	ブリヂストン	37,500	3,694.00	138,525,000	
	住友ゴム工業	184,000	1,369.00	251,896,000	
	旭硝子	343,000	558.00	191,394,000	
	新日鐵住金	705,000	299.00	210,795,000	
	三菱マテリアル	320,000	318.00	101,760,000	
	D O W Aホールディングス	239,000	848.00	202,672,000	

住友電気工業	399,200	1,543.00	615,965,600
SUMCO	435,300	783.00	340,839,900
SMC	7,200	25,700.00	185,040,000
小松製作所	74,400	2,104.00	156,537,600
クボタ	89,000	1,442.00	128,338,000
三菱重工業	242,000	624.00	151,008,000
IHI	486,000	472.00	229,392,000
日立製作所	345,000	812.00	280,140,000
東芝	900,000	442.00	397,800,000
三菱電機	397,000	1,186.00	470,842,000
富士通	756,000	645.00	487,620,000
パナソニック	180,000	1,292.00	232,560,000
ソニー	218,800	1,757.00	384,431,600
京セラ	25,400	4,623.00	117,424,200
キヤノン	156,800	3,151.00	494,076,800
東京エレクトロン	69,500	5,840.00	405,880,000
デンソー	34,800	5,360.00	186,528,000
日産自動車	604,800	914.00	552,787,200
トヨタ自動車	223,800	5,909.00	1,322,434,200
マツダ	970,000	495.00	480,150,000
本田技研工業	225,100	3,699.00	832,644,900
スズキ	52,700	2,788.00	146,927,600
HOYA	34,700	2,956.00	102,573,200
任天堂	27,400	12,490.00	342,226,000
関西電力	59,900	1,152.00	69,004,800
北海道電力	96,100	1,054.00	101,289,400
電源開発	59,300	3,160.00	187,388,000
東京瓦斯	343,000	509.00	174,587,000
東京急行電鉄	172,000	621.00	106,812,000
東日本旅客鉄道	53,900	7,892.00	425,378,800
東海旅客鉄道	30,600	11,820.00	361,692,000
日本郵船	797,000	326.00	259,822,000
日本航空	47,100	5,050.00	237,855,000
日本ユニシス	89,400	1,185.00	105,939,000
日本電信電話	125,600	5,717.00	718,055,200
KDDI	22,200	6,089.00	135,175,800
NTTドコモ	253,600	1,685.00	427,316,000
カブコン	122,300	1,932.00	236,283,600
ソフトバンク	52,100	7,910.00	412,111,000
伊藤忠商事	96,900	1,262.00	122,287,800
三井物産	248,100	1,563.00	387,780,300
三菱商事	318,500	1,963.00	625,215,500
セブン&アイ・ホールディングス	58,200	3,879.00	225,757,800
しまむら	27,300	9,240.00	252,252,000
イオン	54,500	1,247.00	67,961,500
ヤマダ電機	1,304,700	335.00	437,074,500
ファーストリテイリング	3,300	35,550.00	117,315,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,894,000	596.00	1,128,824,000
三井住友トラスト・ホールディングス	284,000	490.00	139,160,000
三井住友フィナンシャルグループ	177,400	4,627.00	820,829,800
千葉銀行	172,000	623.00	107,156,000
横浜銀行	206,000	520.00	107,120,000
みずほフィナンシャルグループ	1,554,000	211.00	327,894,000
大和証券グループ本社	166,000	925.00	153,550,000
東京海上ホールディングス	52,300	3,011.00	157,475,300
オリックス	395,300	1,488.00	588,206,400

	三井不動産	101,000	3,021.00	305,121,000	
	三菱地所	107,000	2,420.00	258,940,000	
	住友不動産	37,000	4,141.00	153,217,000	
	イオンモール	71,800	2,820.00	202,476,000	
小計	銘柄数：87			25,678,971,700	
	組入時価比率：99.0%			100.0%	
合計				25,678,971,700	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年2月27日現在)

該当事項はございません。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成26年3月31日現在

資産総額	2,422,372,048 円
負債総額	3,148,900 円
純資産総額（ - ）	2,419,223,148 円
発行済数量	1,262,446,343 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.9163 円

(参考) アライアンス・パースタイン・日本バリュース株マザーファンド

平成26年3月31日現在

資産総額	26,823,111,566 円
負債総額	563,650,806 円
純資産総額（ - ）	26,259,460,760 円
発行済数量	12,778,864,928 口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.0549 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

## (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

## (9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成26年3月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### 投資決定のプロセス

##### a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

##### b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

##### c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年3月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	96本	1,337,592百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	96本	1,337,592百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### 2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第16期	第17期
			(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			980,251	1,718,038
前払費用			133,621	97,393
未収入金		*1	7,977,192	2,001,729
未収委託者報酬			371,242	447,337
未収運用受託報酬			1,290,157	1,131,194
未収投資助言報酬			161,624	103,072
未収還付法人税等			13,995	-
未収消費税等			37,366	-
繰延税金資産			192,476	306,174
その他			1,130	3,714
流動資産合計			11,159,054	5,808,652
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	733,964	508,788
器具備品		*2	280,349	165,691
有形固定資産合計			1,014,313	674,479
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	3,268	1,647
無形固定資産合計			5,472	3,851
投資その他の資産				
投資有価証券			1,068,012	1,250,449
長期差入保証金			1,091,176	414,914
長期前払費用			33,381	27,299
繰延税金資産			655,847	345,040
投資その他の資産合計			2,848,416	2,037,702
固定資産合計			3,868,201	2,716,032
資産合計			15,027,255	8,524,684
(負債の部)				
流動負債				
預り金			39,730	35,060
未払金				
未払手数料			65,608	67,881
未払委託計算費			5,695	6,842
その他未払金		*1	7,170,522	109,627
未払費用			384,260	313,733
未払法人税等			-	204,786
賞与引当金			96,565	111,786
役員賞与引当金			10,448	39,000
流動負債合計			7,772,828	888,715
固定負債				
退職給付引当金			258,224	279,718
長期未払金			50,506	-
固定負債合計			308,730	279,718
負債合計			8,081,558	1,168,433
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				

その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,643,848	6,936,985
利益剰余金合計		6,643,848	6,936,985
株主資本合計		6,773,848	7,066,985
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		171,849	289,265
評価・換算差額等合計		171,849	289,265
純資産合計		6,945,697	7,356,250
負債・純資産合計		15,027,255	8,524,684

## (2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第16期	第17期
			(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
			金額	金額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			2,297,798	2,340,876
運用受託報酬			3,383,705	2,626,735
投資助言報酬			162,127	288,008
その他営業収益			1,593,476	1,683,778
営業収益計		*1	7,437,106	6,939,397
営業経費				
支払手数料			686,884	623,117
広告宣伝費			73,534	36,602
公告費			1,751	772
調査費				
調査費			114,595	96,479
図書費			4,904	3,865
委託計算費			358,146	338,755
営業雑経費				
通信費			55,299	48,084
印刷費			15,999	18,250
協会費			9,014	10,454
諸会費			1,888	2,560
営業経費計			1,322,014	1,178,937
一般管理費				
給料				
役員報酬			66,069	58,516
役員賞与			102,614	187,637
給料手当			1,942,198	1,773,191
賞与			655,109	332,997
交際費			27,724	21,510
旅費交通費			170,858	83,429
租税公課			53,446	44,444
不動産賃借料			1,239,572	714,637
退職給付費用			105,972	107,299
退職金			7,977	58,367
固定資産減価償却費			257,668	226,501
賞与引当金繰入			96,565	111,786
役員賞与引当金繰入			10,448	39,000
関係会社付替費用		*1	768,459	614,130
諸経費			553,785	474,652
一般管理費計			6,058,464	4,848,096
営業利益			56,628	912,364
営業外収益				

受取配当金		2,435	2,544
受取利息		53	-
為替差益		-	813
法人税等還付加算金		6,696	740
企業立地促進交付金		4,878	-
その他営業外収益		939	1,015
営業外収益計		15,001	5,112
営業外費用			
為替差損		10	-
営業外費用計		10	-
経常利益		71,619	917,476
特別損失			
固定資産除却損	*2	1,160	259,299
繰延賞与制度改正影響額	*1	1,337,721	-
事務所一部返還費用		224,090	-
割増退職金等		135,254	-
特別損失計		1,698,225	259,299
税引前当期純損益		1,626,606	658,178
法人税、住民税及び事業税		70,313	232,953
法人税等調整額		380,473	132,088
法人税等計		310,160	365,041
当期純損益		1,316,446	293,137

## (3) 【株主資本等変動計算書】

	第16期	第17期
	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	千円	千円
株主資本		
資本金		
当期首残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,960,294	6,643,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,643,848	6,936,985
利益剰余金合計		
当期首残高	7,960,294	6,643,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,643,848	6,936,985
株主資本合計		
当期首残高	8,090,294	6,773,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,773,848	7,066,985
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		

	当期首残高	128,616	171,849
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
	当期変動額合計	43,233	117,417
	当期末残高	171,849	289,265
評価・換算差額等合計			
	当期首残高	128,616	171,849
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
	当期変動額合計	43,233	117,417
	当期末残高	171,849	289,265
純資産合計			
	当期首残高	8,218,910	6,945,697
	当期変動額		
	当期純損益	1,316,446	293,137
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
	当期変動額合計	1,273,213	410,554
	当期末残高	6,945,697	7,356,250

## 重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 固定資産の減価償却の方法
 

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 10年

器具備品 3～8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 引当金の計上基準
 

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の事業年度負担分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

（追加情報）

前事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

第16期 (平成24年3月31日 現在)	第17期 (平成25年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 7,976,176 千円 その他未払金 6,956,365 千円	未収入金 1,994,731 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 507,601 千円 器具備品 276,290 千円	建物 386,997 千円 器具備品 222,276 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 11,657 千円	ソフトウェア 9,280 千円

### （損益計算書関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他営業収益 1,578,998 千円 関係会社付替費用 768,459 千円 繰延賞与制度改正影響額 1,337,721 千円	その他営業収益 1,664,664 千円
	*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。
	建物 257,623 千円 器具備品 1,675 千円

### （株主資本等変動計算書関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)				
発行済株式に関する事項				

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

## （リース取引関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)												
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。  (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。  2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">507,805 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,877,563 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,385,368 千円</td> </tr> </table>	1年内	507,805 千円	1年超	2,877,563 千円	合計	3,385,368 千円	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同左  (2) リース資産の減価償却の方法 同左  2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">507,805 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,369,758 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,877,563 千円</td> </tr> </table>	1年内	507,805 千円	1年超	2,369,758 千円	合計	2,877,563 千円
1年内	507,805 千円												
1年超	2,877,563 千円												
合計	3,385,368 千円												
1年内	507,805 千円												
1年超	2,369,758 千円												
合計	2,877,563 千円												

## （資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （金融商品関係）

第16期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

## (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明



金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第16期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	980,251	980,251	-
未収入金	7,977,192	7,977,192	-
未収委託者報酬	371,242	371,242	-
未収運用受託報酬	1,290,157	1,290,157	-
未収投資助言報酬	161,624	161,624	-
投資有価証券	1,068,012	1,068,012	-
長期差入保証金	1,091,176	1,115,731	24,555
資産計	12,939,654	12,964,209	24,555
未払手数料	65,608	65,608	-
その他未払金	7,170,522	7,170,522	-
負債計	7,236,130	7,236,130	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	980,251	-	-	-	-	-
未収入金	7,977,192	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	371,242	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,290,157	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	161,624	-	-	-	-	-
合計	10,780,466	-	-	-	-	-

第17期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・パースタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

### （3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第17期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,718,038	1,718,038	-
未収入金	2,001,729	2,001,729	-
未収委託者報酬	447,337	447,337	-
未収運用受託報酬	1,131,194	1,131,194	-
未収投資助言報酬	103,072	103,072	-
投資有価証券	1,250,449	1,250,449	-
長期差入保証金	414,914	464,684	49,770
資産計	7,066,733	7,116,503	49,770
未払手数料	67,881	67,881	-
負債計	67,881	67,881	-

### （注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### （1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

#### （2）投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

#### （3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### （注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	1,718,038	-	-	-	-	-
未収入金	2,001,729	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	447,337	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,131,194	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	103,072	-	-	-	-	-
合計	5,401,371	-	-	-	-	-

### （有価証券関係）

第16期（平成24年3月31日現在）

#### 1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,068,012	801,000	267,012
	小計	1,068,012	801,000	267,012

貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,068,012	801,000	267,012

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	7,731	747	16
合計	7,731	747	16

## 第17期（平成25年3月31日現在）

## 1. その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,250,449	801,000	449,449
	小計	1,250,449	801,000	449,449
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,250,449	801,000	449,449

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,037	37	-
合計	1,037	37	-

## （退職給付関係）

第16期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第17期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 258,224 千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 279,718 千円

3.退職給付費用に関する事項		3.退職給付費用に関する事項	
簡便法による退職給付費用	68,842 千円	簡便法による退職給付費用	78,976 千円
確定拠出年金への掛金支払額	37,130 千円	確定拠出年金への掛金支払額	28,323 千円
退職給付費用	105,972 千円	退職給付費用	107,299 千円

## （ストック・オプション等関係）

## 1.ストック・オプション等の内容

当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しております。

## 2.ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	第16期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
繰延賞与制度改正影響額	88,013 千円	- 千円
合計	88,013 千円	- 千円

## （税効果会計関係）

第16期 (平成24年3月31日現在)	第17期 (平成25年3月31日現在)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
流動資産	流動資産
未払事業税否認 4,418	未払事業税否認 16,600
未払費用否認 137,164	未払費用否認 92,324
賞与引当金損金算入限度超過額 36,704	関係会社未払金否認 150,542
貯蔵品 4,629	賞与引当金損金算入限度超過額 42,490
繰延資産償却超過額 9,561	貯蔵品 4,218
固定資産	固定資産
減価償却超過額 148,832	減価償却超過額 140,488
退職給付引当金損金算入限度超過額 128,032	退職給付引当金損金算入限度超過額 114,247
一括償却資産損金算入限度超過額 364	一括償却資産損金算入限度超過額 142
未払費用否認 380,566	未払費用否認 25,607
親会社株式報酬制度負担額 64,882	関係会社未払金否認 163,749
原状回復費用否認 64,334	親会社株式報酬制度負担額 64,882
繰延税金資産小計 979,486	原状回復費用否認 44,109
評価性引当額 36,000	繰延税金資産小計 859,398
繰延税金資産計 943,486	評価性引当額 48,000
	繰延税金資産計 811,398
繰延税金負債	繰延税金負債
固定負債	固定負債
その他有価証券評価差額金 95,163	その他有価証券評価差額金 160,184
繰延税金負債計 95,163	繰延税金負債計 160,184
繰延税金資産の純額 848,323	繰延税金資産の純額 651,214
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	法定実効税率 38.0 %
	（調整）
	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 17.2
	その他 0.3
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 55.5 %

<p>3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から35.64%にそれぞれ変更しております。</p> <p>なお、この税率の変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が79,905千円、法人税等調整額の金額が93,389千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が13,484千円増加しております。</p>	
--	--

## ( 関連当事者情報 )

第16期 ( 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,341,460 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	1,578,998	未収入金	7,971,180
							諸経費 の支払	768,459	その他 未払金	6,941,263
							繰延賞与制度 改正影響額	1,337,721		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

第17期 ( 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,206,674 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,664,664	未収入金	1,994,731
-----	----------------------	-------------------------------	-------------------	-------	------------------	------------------	---------	-----------	------	-----------

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第16期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,297,798	3,383,705	162,127	1,593,476	7,437,106

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位：千円)

日本	米国	アイルランド	合計
5,843,631	1,578,998	14,477	7,437,106

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,578,998	投信投資顧問業

第17期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,340,876	2,626,735	288,008	1,683,778	6,939,397

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位：千円)

日本	米国	アイルランド	合計
5,263,363	1,664,664	11,370	6,939,397

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
-------	-----	------------

アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	1,664,664	投信投資顧問業
--------------------------	-----------	---------

## (1株当たり情報)

項 目	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	2,671,421 円 74 銭	2,829,327 円 06 銭
1株当たり当期純損益	506,325 円 54 銭	112,745 円 02 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
当期純損益(千円)	1,316,446	293,137
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損益(千円)	1,316,446	293,137
期中平均株式数(株)	2,600	2,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (1)中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
			金 額	
(資産の部)				千円
流動資産				
現金及び預金				1,284,367
未収入金				2,464,258
未収委託者報酬				434,414
未収運用受託報酬				1,145,054
未収投資助言報酬				80,982
繰延税金資産				441,321
その他				103,818
	流動資産合計			5,954,213
固定資産				
有形固定資産				
建物		*1		460,480
器具備品		*1		135,180
無形固定資産				3,520
投資その他の資産				
投資有価証券				2,019,544
長期差入保証金				399,116
繰延税金資産				357,095
その他				24,374
	固定資産合計			3,399,310
資 産 合 計				9,353,523
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料				66,804
その他未払金				53,994
未払費用				387,966
未払法人税等				430,312
賞与引当金				310,528
役員賞与引当金				105,245
その他				33,541
	流動負債合計	*2		1,388,390
固定負債				
退職給付引当金				301,768
	固定負債合計			301,768
負 債 合 計				1,690,158
(純資産の部)				
株 主 資 本				
1.資本金				130,000
2.利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				7,251,118
利益剰余金合計				7,251,118
株主資本合計				7,381,118
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				282,247
評価・換算差額等合計				282,247
純 資 産 合 計				7,663,385
負 債 ・ 純 資 産 合 計				9,353,523



## (2)中間損益計算書

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
			金 額	
				千円
営業収益				
委託者報酬				1,273,324
運用受託報酬				1,249,676
投資助言報酬				77,126
その他営業収益				790,849
営業収益計				3,390,974
営業費用及び一般管理費				
営業費用				
支払手数料				325,413
その他				293,997
一般管理費		*1		2,181,180
営業費用及び一般管理費計				2,800,590
営 業 利 益				590,384
営業外収益		*2		2,471
営業外費用				-
経 常 利 益				592,855
特別利益				-
特別損失		*3		1,768
税引前中間純利益				591,087
法人税、住民税及び事業税				420,268
法人税等調整額				143,315
法人税等合計				276,953
中間純利益				314,133

## 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          その他有価証券(時価のあるもの)          中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。              建物        10年              器具備品    3～8年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産          リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

3 引当金の計上基準	(1)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  (2)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。  (3)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	440,295 千円
建物	240,467 千円
器具備品	
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	79,522 千円
有形固定資産	331 千円
無形固定資産	
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	2,134 千円
受取配当金	
*3 特別損失の内訳は以下のとおりであります。	1,768 千円
固定資産除却損	

## (リース取引関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	507,805 千円
1年超	2,115,855 千円
合計	2,623,661 千円

## (資産除去債務関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
<p>当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>	

**（金融商品関係）**

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,284,367	1,284,367	-
未収入金	2,464,258	2,464,258	-
未収委託者報酬	434,414	434,414	-
未収運用受託報酬	1,145,054	1,145,054	-
未収投資助言報酬	80,982	80,982	-
投資有価証券	2,019,544	2,019,544	-
資産計	7,428,619	7,428,619	-
未払手数料	66,804	66,804	-
負債計	66,804	66,804	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

**（有価証券関係）**

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	1,239,856	801,000	438,856
小計	1,239,856	801,000	438,856
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	779,688	780,000	312
小計	779,688	780,000	312
合計	2,019,544	1,581,000	438,544

**（セグメント情報等）**

[セグメント情報]

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計

外部顧客への売上高	1,273,324	1,249,676	77,126	790,849	3,390,974
-----------	-----------	-----------	--------	---------	-----------

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

(単位：千円)

日本	米国	アイルランド	合計
2,604,418	783,966	2,590	3,390,974

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	783,966	投信投資顧問業

## (1株当たり情報)

項目	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	2,947,448 円 20 銭
1株当たり中間純利益	120,820 円 50 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純利益(千円)	314,133
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	314,133
期中平均株式数(株)	2,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社  
名 称：野村信託銀行株式会社  
資本金の額：30,000百万円（平成25年9月末現在）  
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) 販売会社  
販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円 <sup>*</sup>	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	

株式会社滋賀銀行	33,076百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社親和銀行	36,878百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	

\* 野村證券株式会社の資本金は、平成26年3月末現在の額です。

### (3) 投資顧問会社

(参考情報) マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成25年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	40億27百万米ドル(約4,245億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=105.39円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド(約34億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=173.76円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル(約9億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=93.24円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル(約11億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=13.59円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

### (3) 投資顧問会社の業務

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図(国内余剰金の運用の指図を除きます。)を行います。

## 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に、ロゴ・マークや図案等を採用することがあります。
- (2) 目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。また、ファンドの名称について略称を追加記載することがあります。
- (3) 目論見書に、届出書の記載内容を説明する図表等を記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (5) 交付目論見書表紙に以下の内容を記載します。
  - 使用開始日等の日付
  - 投資信託の財産は信託法により分別管理される旨
  - 金融商品取引業にかかる登録番号等の委託会社情報
  - 詳細な情報の入手方法
- (6) 請求目論見書表紙裏に以下の内容を記載します。
  - 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
  - 登録金融機関で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない旨
  - 投資信託は金融商品等に投資するため、投資元本は保証されない旨
  - 投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属する旨
- (7) 請求目論見書に信託約款を掲載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年 4月28日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成25年8月28日から平成26年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成26年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。